

福祉・介護職員等処遇改善加算【見える化】要件について

令和6年6月の障害福祉サービス報酬改定において、旧処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化され、【福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）】が創設されました。

当法人では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境設備を行い、各事業所において算定要件を満たしていることから加算算定を行っております。

福祉・介護職員等処遇改善加算（IまたはII）の算定要件の中の

【見える化要件】について、加算の算定及び職場環境等の改善に係る取組内容をホームページ等へ公表することが求められている為、以下のとおり公表いたします。

新加算の取得状況

事業所名	サービス種類	取得加算
放課後等児童デイサービス つばめ	放課後等デイサービス	II
りべる	生活介護	II